

2014.10

CSR トピックス <2014 No.7>

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2014 年 8～9 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介します。

<コーポレート・ガバナンス>

○コーポレート・ガバナンス・コードの策定に関する有識者会議を開催

（参考情報：2014 年 8 月 7 日付 金融庁 HP）

金融庁と東京証券取引所は、8 月 7 日、「コーポレート・ガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を開催した。

「コーポレート・ガバナンス・コード」は、企業が持続的な成長を実現させるための自律的な取組を促進させることを目的として、政府の成長戦略『日本再興戦略』（2014 年 6 月 24 日閣議決定）にて同コードの策定が盛り込まれたもの。当コードが策定されれば、上場企業は当コードを遵守するか、遵守しない場合はその理由の説明を求められることとなる。

今後 3 か月程度の議論を通じ、有識者による提言が取りまとめられ、来年の株主総会時期までにはコードの全容が提示されることとなっている。

<コンプライアンス>

○厚生労働省が外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導・送検の状況を公表

（参考情報：2014 年 8 月 8 日付 同省 HP）

厚生労働省は 8 月 8 日、外国人技能実習生の実習実施機関に対して、2013 年に行った監督指導、送検の状況を公表した。

外国人技能実習は、企業などでの実習を通じて技術を習得し、母国の経済発展を担う人材を育成することを目的としている。しかし、実習実施機関では法定の危険・健康障害防止措置が未実施であったり、労使協定を超えた残業や割増賃金の不払い等の理由により労働基準関係法令に違反しているケースが依然認められている。

同省では、今後も技能実習生の労働条件等について、事業主に法令の周知徹底を図るとともに、積極的に監督指導を実施し、法令違反を繰り返す事業所に対しては送検するなど厳正に対応していくとしている。

この監督指導等の概要は以下の通り。

- 何らかの労働基準関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した 2,318 事業場のうち、1,844 事業場（79.6%）
- 主な違反内容は、(1) 安全衛生関係（49.3%）、(2) 労働時間（29.9%）、(3) 割増賃金不払い（20.0%）
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反による送検は 12 件

<女性活用>

○ソニーが女性社員を国際人材に育てるための「育成塾」を設立

(参考情報：2014年8月30日付 日本経済新聞電子版)

ソニーは、国内の本社・グループ会社の30代女性社員をグローバル人材に育成するための塾(グローバルウイミンリーダーズ育成塾)を設立した。

本塾では、ソニー本社やソニー・コンピュータエンタテインメントなどのグループ会社から選出された女性社員に対し、海外グループ会社での実地研修や、女性幹部との交流といったメニューが用意されている。

同社では、ダイバーシティの推進に力を入れており、2020年に女性管理職比率を15%に引き上げる中期目標を掲げている。同社は、本塾もこの目標を達成するための取組の一環であり、今後も選拔者を毎年募り、育成塾を継続していくとしている。

<環境>

○経済産業省が地球温暖化防止に関する産業界の自主的取組に関するポータルサイトを開設

(参考情報：2014年9月2日付 同省HP)

経済産業省は9月2日、地球温暖化対策に対する産業界の自主的取組を支援するために、「産業界の自主的取組に関するポータルサイト」を開設した。

「産業界の自主的取組」は、業界団体が自主的にCO₂排出量削減目標等を設定し、目標達成のために温暖化対策を実施する取組であるが、各業界団体の取組の実効性を向上するために、今まで以上のデータ開示や国際的情報の発信が求められていた。

本ポータルサイトで得られる主な情報は、以下の通り。

- ・温暖化対策に関する各業種の計画・ベストプラクティス事例の紹介
- ・生産量・エネルギー使用量・CO₂
- ・排出量・対策投資額等の実績データ
- ・経団連や関係省庁の審議会におけるフォローアップ状況
- ・自主行動計画に関する評価・分析、等

<環境>

○サッポロビールが「EA21(エコアクション21)」の認証を取得

(参考情報：2014年9月5日 同社HP)

サッポロビールは8月29日、本社および主な全営業拠点で、環境マネジメントシステム「EA21*」の認証・登録を受けたことを発表した。

同社では、全生産拠点(7工場)で既にISO14001を取得しており、この度の全営業拠点におけるEA21の認証・登録の完了により、会社全体で環境マネジメントを行う体制が整ったとしている。同社は、環境中期目標において、「低炭素社会の実現」「循環型社会の実現」「自然共生社会の実現」のための様々な数値目標等を導入しており、EA21の導入を通じ目標達成に向けた取組を推進していく。

*EA21(エコアクション21)

環境省が策定した環境マネジメントのガイドライン。ISO14001に比べ、国際的な規格ではないが、具体的な削減目標を要求されたり、環境レポートの作成・公表が求められる等、高い実効性を求められる。

<CSR>

○IIRC、企業報告に関する新たな共同イニシアチブを開始

(参考情報：2014年6月17日付 IIRC HP)

6月17日に行われたICGN（International Corporate Governance Network：国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク）の年次総会にて、「CRD（The Corporate Reporting Dialogue：企業報告ダイアログ）」が正式に活動を開始すると発表された。

CRDは、統合報告に関する国際フレームワークのIIRC（International Integrated Reporting Council：国際統合報告評議会）が提唱するイニシアチブであり、企業報告に関して国際的な影響力のある組織が協働して、各種フレームワークや基準、関連する要求事項における結合性、一貫性、比較可能性を促進しながら、企業報告の効率性と有効性を向上することを目指している。

CRDへの参加組織は以下の通り。

- ・カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）
- ・Climate Disclosure Standard Board（CDSB）
- ・米国財務会計基準審議会（FASB）
- ・グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）
- ・国際会計基準審議会（IASB）
- ・国際統合報告評議会（IIRC）
- ・国際公会計基準審議会（IPSASB）
- ・国際標準化機構（ISO）
- ・米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）

<CSR>

○欧州委員会が社会的企業向けにソーシャル・インパクトを測定する新たなガイドラインを発表

(参考情報：2014年6月20日付 欧州連合 HP)

欧州委員会は6月20日、あらゆる規模の社会的企業（営利を目的とせず、事業を通じて社会的な目的の達成をめざす企業等）に適用可能なソーシャル・インパクト（当該事業が社会に与える影響）測定のための新たなガイドラインを発表した。

本ガイドラインは、社会的企業とパートナー組織や投資家、公共セクターとの対話を手助けするもので、ヨーロッパにある社会的企業が、投資ファンド等に対して資金提供を求める際にも役立てられる。

本ガイドラインでは、以下の5つのステップに分けたソーシャル・インパクト測定基準が提案されている。

- ・identify objectives（目標の特定）
- ・identify stakeholders（ステークホルダーの特定）
- ・set relevant measurement（関連指標の設定）
- ・measure, validate and value（測定・確認・評価）
- ・report, learn and improve（報告・学習・改善）

欧州委員会は、事業がもたらす財務上のリターンだけではなく、社会に対するポジティブなインパクトを測定することは、投資家や顧客、従業員などステークホルダーと対話をする際に役立つとし、本ガイドラインは関心が高まりつつあるソーシャル・インパクトの測定の分野においても有用であると考えている。

<環境>

OPRI が水リスクに関する調査レポートを公表

(参考情報：2014 年 7 月 29 日付 PRI HP)

PRI (The Principles for Responsible Investment：責任投資原則*) は 7 月 29 日、企業が農業サプライチェーンにおける、水リスクの調査レポートを公開した。このレポートは WWF (World Wildlife Fund：世界自然保護基金) 等と共同で作成されており、投資家およびその投資先企業に対して企業が抱える水リスクを明らかにした上で、課題解決に取り組む際の指針も示している。

今回の調査により明らかになった主なポイントは以下の通り。

- ・水不足が深刻な地域における、企業の売上と水の消費量との間には強い相関関係がある
- ・調査対象企業の水消費量は、平均値と中央値で大きな差がある
- ・農産物、食品小売業、飲料、食品業界は、アパレル、高級品関連、ビール製造やワイン製造業に比べて、より高いウォーターフットプリント**が見られる
- ・いくつかの有名ブランド企業は自社およびサプライチェーン双方における水リスク管理に長けているものの、全体的なパフォーマンスは総じて低い

*PRI (責任投資原則)

2006 年に、アナン国連事務総長 (当時) により提唱された「ESG (環境:Environment、社会:Social、企業統治:Corporate Governance)」の課題を投資の意思決定に取り込むためのイニシアチブであり、6 つの原則を定めている。

【PRI 6 つの原則】

1. 投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます
2. 活動的な株式所有者になり、株式の所有方針と所有習慣に ESG 問題を組み入れます
3. 投資対象の主体に対して ESG 問題について適切な開示を求めます
4. 資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
5. 本原則を実行する際の効果を高めるために、協同します
6. 本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

**ウォーターフットプリント

調達・製造から販売・廃棄にいたるまでの製品ライフサイクル全体に係る水消費量を算定し、水資源に係る環境負荷を定量化する手法

<CSR>

○ダウと IBM がエチオピアにおけるサステナビリティプロジェクトを通じた従業員のリーダーシップ教育を実施

(参考情報：2014 年 8 月 4 日付 Dow 及び IBM HP)

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニーの「リーダーシップ・イン・アクション (LIA)」*と、IBM の海外支援チーム「Corporate Service Corps (CSC)」**は、従業員のリーダーシップ開発のための取組の一環として、エチオピアにおけるサステナビリティ活動プログラムを共同で実施すると発表した。

本プロジェクトでは、LIA から 5 名、CSC から 3 名の従業員が、グローバルなプロボノ***プロジェクトに参画し、エチオピアのウォライタ地区における公衆衛生と生活習慣の改善を目指す活動を推進・支援する。

本プロジェクトは、ウォライタ地区で戦争被害や自然災害、病気によって苦しむ人々に対するヘルスケアサービスを提供する International Medical Corps (以下、IMC) と協働するものであり、

取組を通じて、ダウは、政府や市民が、疫病、燃料・食料の不足等のリスクを未然に防ぎ、持続的な回復力を培うために行動の変革を促すプログラムを作成する。また、IBM は公衆衛生の領域を中心に、コミュニティの回復力を測定する手法の評価、提案および設計を行う。

本プロジェクトを連携して実施することにより、単独では生み出せないパフォーマンスを発揮するとともに、両社の従業員のリーダーシップ能力開発に役立てることを目的としている。

- * ダウの LIA は、「ダウ・サステナビリティ部隊」と人事部の共同プロジェクト。参加する従業員等に対して、リーダーシップの開発機会を提供する。
- ** IBM の CSC は、従業員による海外支援チームを組織、派遣し、開発途上国の経済、環境、教育分野への基盤構築支援に取組、グローバルな人材の育成を推進する組織
- *** プロボノとは、各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。

<CSR>

○ネスレがサプライチェーンにおけるアニマルウェルフェアへの取組を強化

(参考情報：2014 年 8 月 21 日付 同社 HP)

食品・飲料メーカーのネスレは 8 月 21 日、動物保護に取り組む国際 NGO の World Animal Protection とのパートナーシップ合意に署名し、同社のサプライチェーンにおけるアニマルウェルフェア（動物福祉）への取組を強化することを発表した。アニマルウェルフェアを推進する NGO との国際的パートナーシップを締結した大手食品会社は同社が初めて。今後、同社が仕入れる乳製品、肉類、卵等を供給する農場は直接・間接を問わず全てアニマルウェルフェアの厳格な基準を満たすことが必要となり、対象となる農場数は全世界で数十万に及ぶ。

これまで同社では、家畜が正常に動ける十分な飼育スペースを確保することや、牛の角を切除し互いに傷付けるのを防ぐなど、獣医学診療を活用して家畜の苦痛を最小限に抑える活動などを行っている。また、同社はサプライヤーがアニマルウェルフェアの基準を満たしているかの監査を外部委託しており、今年に入って世界規模で数百の農家を対象に監査が行われた。基準を満たさない農家があった場合、同社は農家と共同で改善策を講じ、それでも基準を満たすことができない場合や農家が改善の努力を怠った場合には、同社との取引を停止するとしている。



Question

中国の商業賄賂規制では、賄賂の收受者が公務員・みなし公務員である場合に限らず、民間企業同士のやりとりも処罰の対象となる点で広範な規制だと聞いています。

中国における民間同士の商業賄賂規制の概要および対策について教えてください。

Answer

1. はじめに

中国において、市場競争の激化を背景に、特定の分野での商業賄賂が頻発し、当局による取締りが強化されています。その中で近年、日系企業を含む外資系企業の摘発事例も相次いでいます。

例えば、2010年9月、日系自動車メーカー系列で、自動車の購入者に対して貸付等の金融サービスを提供する会社の中国現地法人が、複数の自動車ディーラーに対し、自社の自動車ローンを優先的に推薦する見返りとして、「手数料」、「サービス費」の名目でリベートを支払った行為について、中国当局より違法所得42万元（約750万円）の没収、14万元（約250万円）の罰金を科せられています。

習近平政権は、反腐敗を重要な政策課題の1つとしており、今後、中国国内での商業賄賂事案の摘発はますます強化される可能性があり、中国で事業展開する日系企業にとって、商業賄賂規制への対策の重要性は増しています。

2. 商業賄賂規制の概要

まず「商業賄賂の行為禁止に関する暫定規定」では、現物・現金の贈賄のみならず、リベートや値引きなど幅広い行為を取締りの対象としており、具体的には以下の行為が禁止されています。

- ・帳簿に記載をしていないリベート（代金の一部キャッシュバック）
- ・契約に基づいて帳簿に記載をしていない値引き（代金差引き／返金）
- ・帳簿に記載をしていないコミッション（仲介手数料）
- ・現金／物品の贈与（少額の礼品を除く）

（中華人民共和国 国家工商行政管理総局 ウェブサイト参照）

ポイントは、「帳簿に適切に記載されていない」（財務帳簿に記載しない、虚偽の帳簿を作成するなど）という点です。中国の商取引においても、商品を販売する際、現物・現金またはその他の方法により、合理的な比率で商品の対価を返金することが行われますが、財務帳簿に事実即して明示的に記載していれば、割引行為として商業賄賂規制の対象とはなりません。

また、刑法では、「不正な利益を得るため、会社、企業その他の単位の職員に財物を与え、その金額が比較的大きい場合」3年以下の有期徒刑または拘留が科され、贈賄金額が巨額の場合、3年以上10年以下の有期徒刑および罰金が科されます。また司法解釈によると、民間企業同士の場合の当局による立件の基準は下表の通りです（但し、下表の基準に達しない場合であっても、当局が自主的に立件・訴追できる点には注意を要します）。

【表】当局の贈収賄の立件基準

贈賄者	収賄者	贈賄の立件基準	収賄の立件基準
自然人（個人）	会社、企業関係者	1万元（約18万円）	5,000元（約9万円）
組織		20万元（約360万円）	

（中華人民共和国 公安部 ウェブサイト掲載の

「最高人民検察院、公安部による公安機関の管轄する刑事案件の立件起訴基準に関する規定（二）」を基に弊社作成）

3. 対策

現地での商慣習では、贈答やリベート等のやり取りは日常的になされており、「商取引を円滑に進めるため」との名目で、法令違反に当たるとの認識がないまま、違法または脱法行為がなされる可能性が否定できません。

しかし、商業賄賂の摘発強化に伴い、万が一、違反があった場合に自社が被る有形無形の不利益を考慮すると、商業賄賂の防止対策を着実に講じることが求められます。

- ① 経営トップがコンプライアンスを重視する姿勢を対外的にコミットする
- ② 贈答品等の金額基準を含む贈賄禁止ルールを整備する
- ③ 上記②のルールを本社・現地法人の役職員（含むナショナルスタッフ）に周知徹底する
- ④ 商業賄賂の疑いのある、いわゆるグレー事案を早期に把握して自浄するため、内部通報制度を整備し、周知徹底する
- ⑤ 中国の実情・法律問題に詳しい法律事務所の弁護士など外部ネットワークを構築する
- ⑥ 現地法人で、現に商業賄賂がなされている疑いがある場合において、弁護士や公認会計士等と連携して社内外の不正を調査するための専門チームと対応手順を整備する

特に、上記③ルールの周知徹底にあたっては、中国法特有の規制で、特に見落としがちな点を重点的に解説する必要があります。例えば、前頁【表】の当局の贈収賄の立件基準については、たとえ1回に提供する金品が低額でも、複数回に渡り相手方に提供する場合、合計額が基準を満たせば立件される可能性があるため、注意喚起が必要です。

商業賄賂規制に対する理解が必ずしも十分でなく、また必要十分な対策を講じられていない日系企業がまだまだ少なくありません。

上記に沿って、対策を強化することが必要です。



Question

当社は、社外取締役は選任していませんが、昨今の動向を見ると社外取締役を選定する企業が増えているように思えます。

企業が社外取締役を選定する必要があるのか、また、選定する場合の留意点について、教えてください。

Answer

1. 会社法改正の内容と最近の社外取締役の選任状況

社外取締役の選任状況は、今年6月17日時点での東証の発表によると、東証一部上場企業で、選任率74.2%、全上場企業では64.4%です。年々その割合は増加傾向にあります。そして、本年6月に成立した改正会社法の最大の論点の1つが、社外取締役選任の義務化でした。結果的に選任義務付けは見送られましたが、以下の要件を充足する企業においては、社外取締役を選任しない場合に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を定時株主総会で説明することが求められるようになりました。

- ・事業年度の末日において監査役会設置会社
- ・公開会社、かつ、大会社
- ・金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社

なお、「社外取締役を置くことが相当でない理由」に関し、どの程度の理由を説明することが求められるかについては、「社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼす」というような事情を説明しなければならないものと解される」*と法務省担当者によって説明されています。

* 旬刊「商事法務」2040号36ページ

例えば、社外監査役が2名以上あることのみをもって、「社外取締役を置くことが相当でない理由」とすることは出来ない旨を定めることが本件と関連する法務省令において検討されている。

2. 社外取締役選定の目的

取締役会の役割は、会社の重要な業務執行の決定であるとともに、各取締役の執行の適正性の監督です。これらの役割を果たし、企業価値の向上を図っていくことが求められています。そして、これを実現するためにも、社外取締役に期待される役割は、経営に対するアドバイス機能と業務執行取締役に対する監督機能にあるといわれています。

社外取締役を選定するにあたって、いずれの機能を重視するかによって、当該企業が求める社外取締役の能力・経験も異なります。企業において、自社のコーポレートガバナンスの目指すべき姿は何か、その実現に向けて社外取締役に何を期待するのかを見極め、社外取締役の選定を検討していくことが望まれます。そして、しかるべき人材確保のために、中長期的に、事前の調査、ネットワークの強化を図り、当該要件に合う人材を見極めておく必要があります。

3. 社外取締役選定にあたっての留意点

社外取締役を選定したとしても社外取締役に期待される役割を十分に発揮するためには、以下の条件を満たしていることが必要です。

- ① 社外取締役が適切なアドバイス、監督をするための前提となる情報を収集することができること（できる仕組み、環境があること）
- ② 社外取締役が適切なアドバイス、監督を実際にできること（できる仕組み、環境があること）

これらの条件を充足させるためには、それぞれにおいて次の点で留意する必要があります。

①については、社外取締役に対する情報共有の側面での社内でのサポート体制の充実が求められます。取締役会で意義のある助言、指摘等を行うために、その事前準備として取締役会の付議事項に関する資料の読み込みが必要になります。したがって、取締役会開催の一定期間前に、資料の送付及び必要に応じて当該内容に関するレクチャーなどが行われることが望ましいといえます。また、当該企業に関する情報・知識に加え組織風土等について説明がなされることも期待されます。

また、監督機能強化の観点からは、内部監査との連携が特に重要となります。内部監査で不正等が確認された場合、経営のみならず社外取締役に同時にレポートされる仕組みを講じている企業もあります**。

②については、社外取締役のアドバイス機能、監督機能をいかに実現するかが重要となります。そのためには、上記のとおりサポート体制の充実とともに、他の取締役が、社外取締役の役割・機能について十分な理解しておくことが必要です。企業においては取締役会メンバーに対してそのための教育の実施が望まれます。また、社外取締役の機能の実効性を担保するために、社外取締役の複数選任（社外取締役が一人だけだと、取締役会の場において発言等を行うことが心理的に難しい）、役員相互間の取締役会以外での定期的な意見交換、情報交換の機会の設定等を実施していくことが望ましいといわれています。なお、経営の監督機能の強化から、取締役会議長を社外取締役が務めている企業もあります***。

・ 経済産業省の「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」が本年6月30日に公表した「社外役員を含む非業務執行役員の役割・サポート体制等に関する中間取りまとめ」で紹介された事例

4. 結論

社外取締役の規定に関わる改正会社法の内容を踏まえ、近年の企業における取組状況等を概観してきましたが、社外取締役の選定の最終的な目的は、企業価値の向上にあります。しかし、この目的を実現するためには、社外取締役を選定すれば解決するかという点、そうではありません。目的達成のため求められる経験と能力を持った人が、それらを効果的に発揮できる環境が必要です。そして、そのためには、何よりも経営トップが社外取締役の機能を十分に理解し、その機能を自社の企業価値向上に活用していく姿勢がもっとも重要なポイントとなるといえます。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部（CSR・法務グループ）
TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

<CSRコンサルティングメニュー>

- ①経営トップにCSRの本質を理解してほしい。
⇒経営者向けCSR研修
- ②目指すべきCSR像を定めたい。
⇒グランドデザイン策定コンサルティング
- ③迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。
⇒CSRマネジメントシステム構築コンサルティング
- ④まず行動憲章・規範を作りたい。
⇒経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング
- ⑤ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。
⇒ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援
- ⑥全員参加で進めたい。
⇒教育プログラム策定コンサルティング
CSR社内研修用ビデオの製作

<内部統制コンサルティングメニュー>

- ①役員・従業員に周知徹底させたい。
⇒内部統制セミナー
- ②「リスクの評価と対応」を実践したい。
⇒総合リスクマネジメント・コンサルティング
危機管理体制構築コンサルティング
- ③「法令遵守」の体制・対策を整備したい。
⇒コンプライアンス体制構築コンサルティング
- ④自社固有の「統制環境」を整備したい。
⇒企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング
CSRコンサルティング
- ⑤「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。
⇒内部統制・CSRグランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2014